[東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(シンガポール)]

第5節 シンガポール共和国(Republic of Singapore)

社会保障施策

2018年8月19日の施政方針演説(ナショナルデー・ラリー)において、リー・シェンロン首相は1950年代に出生し建国間もない困難な時代を支えた「ムルデカ」世代約50万人を対象に、医療に係る費用等への補助(詳細は2019年に発表)を実施すると発表した。

若者の喫煙予防等を目的として、シンガポール保健省は、プレーンパッケージの導入を発表した。警告表示の面積を現行の50%から75%に拡大する等が盛り込まれており、具体的な改正法案は2019年に審議される予定となっている。なお、2017年11月7日にたばこ法の改正案が可決され、喫煙年齢が現行の18歳から21歳まで、2019年以降段階的に引き上げることとされている。また、2019年より繁華街のオーチャード・ロードにおいて、指定された喫煙エリアを除き全面禁煙とされた。

現行の介護保険「エルダーシールド」について、2020年から給付内容を強化した「ケアシールドライフ」に移行することになった。具体的には、介護認定を受けると生涯にわたり(これまでは最大で6年)1か月当たり600Sドル(日本円で約48,000円)以上(これまでは300Sドル又は400Sドル)が給付される。

* 1Sドル=約80円として換算

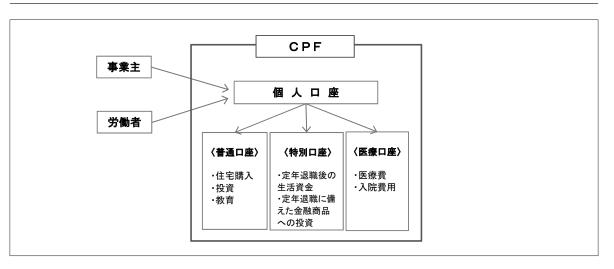
国による貯蓄スキームを提供することを目的とした Central Provident Fund (中央積立基金)(以下「CPF」 という。)を骨格にして運営されている。CPF制度によっ て加入者個人に積み立てられた口座は年金給付、医療 費、住宅購入費、教育費等の目的で支出される。この他 に、低所得者や高齢者、障害者等のために公的扶助制度 や社会福祉制度があるが、これらの制度は自己責任や家 族・地域による相互扶助によっても支えることができな い場合のセーフティネットとして位置づけられている。

2 社会保険制度等 …………

(1) CPF制度の概要

賦課方式ではなく、給与額の一定割合を使用者及び労働者が労働者個人の口座に積み立て、その積立金が住宅購入等のための口座(普通口座:Ordinary Account)、労働者の老後の生活資金のための口座(特別口座:Special Account(退職口座:Retirement Account))、医療費の支払いのための口座(医療口座:Medisave Account)に分けられ、管理される仕組みとなっている(図参照)。本制度は、①自身のCPF口座は自身の給与で必要な支出を行う(自己責任)、②残高が不足している家族のCPF口座へ子や親族が代わりに入金するトップ・アップ制度(相互扶助)を原則としている。

図5-5-20 CPF(中央積立基金)制度



中国

韓国

インドネシア

マレーシア

ミャンマー

ノイーノヒ、ノ

社会保障施策)

タイ

表5-5-21 CPF労使拠出率 (2016年1月より現拠出率、民間労働者の場合)

(単位:%)

| | | | | | | (十四・/0) |
|--------------|------------------------|--------|-------|------|-------|---------|
| | 拠出率 (月額賃金750 Sドル以上の場合) | | | 配分率 | | |
| | 使用者拠出率 | 労働者拠出率 | 総拠出率 | 普通口座 | 特別口座 | 医療口座 |
| 35歳以下 | 17 | 20 | 37 | 23 | 6 | 8 |
| 35歳超45歳以下 | 17 | 20 | 37 | 21 | 7 | 9 |
| 45 歳超 50 歳以下 | 17 | 20 | 37 | 19 | 8 | 10 |
| 50歳超55歳以下 | 17 | 20 | 37 | 15 | 11. 5 | 10. 5 |
| 55歳超60歳以下 | 13 | 13 | 26 | 12 | 3. 5 | 10. 5 |
| 60歳超65歳以下 | 9 | 7. 5 | 16. 5 | 3. 5 | 2. 5 | 10. 5 |
| 65歳超 | 7. 5 | 5 | 12. 5 | 1 | 1 | 10. 5 |

資料出所:中央積立基金庁HP 注1:シンガポール国籍を持つ場合 注2:賃金が5,000 Sドル以下の場合

注3:月給750Sドル未満の場合については別途料率が定められている。

表5-5-22 年金制度

| | | 我5-5-22 牛亚间皮 | | | |
|--|--------|--|--|--|--|
| | | | | | |
| 名称 ———————————————————————————————————— | | CPF LIFE及びRetirement Sum Scheme | | | |
| 根拠法 | | Central Provident Fund Act (CHAPTER 36) | | | |
| 制度体系 | | ① CPF LIFE 1958年以降の生まれで、年金支給開始年齢の半年前時点におけるCPFの貯蓄額が6万S\$以上の者(又は2013年1月~2016年4月末に満55歳に達し、その時点でCPFの貯蓄額が4万S\$以上の者)は、CPF LIFE に自動的に加入することになる。 退職時点での貯蓄額、受給開始年齢、法定相続人の有無に応じた老齢年金が生涯支給される。また、受給者は毎月の受給額及び相続人への遺産の割合が異なる①LIFE Standard Plan (毎月の受給額が多いプラン) ②LIFE Basic Plan (遺産の割合が大きいプラン) 及び③LIFE Escalating Plan (少ない受給額から始まり年2%ずつ上昇) から選択できる。 | | | |
| | | ② Retirement Sum Scheme CPF LIFEの受給要件を満たさない者が対象となる(年金支給開始年齢から80歳になる1か月前までの期間に CPF LIFEへ移行することを選択可能)。退職口座の残高を切り崩す形で、20年間にわたって老齢年金が支給される。 | | | |
| 運営主体 | | 中央積立基金庁: Central Provident Fund Board (人材開発省の下に設置された法定機関) | | | |
| 被保険者資格 | | シンガポールで雇用される国民及び永住者並びに一定収入以上の自営業者及び外国籍のシンガポール人船員 (CPFの加入義務者) | | | |
| | 支給開始年齢 | 2018年1月現在65歳 (2012年の62歳から段階的に引き上げ) | | | |
| 年金受給要件 | 最低加入期間 | 最低加入期間の定めはない。(金額のみ) | | | |
| | その他 | - | | | |
| 給付水準 | | CPF LIFE (LIFE Standard Plan) の場合、55歳時点で求められる最低貯蓄額の異なる3つのブランがある。2019年に55歳に達する場合、①最低貯蓄額8万8千S\$で、65歳からの月あたり支給額が730~790S\$、②17万6千S\$で、月額1,350~1,450S\$、③26万4千S\$で、月額1,960~2,110S\$。 | | | |
| 繰上(早期)支給制度 | | ①CPF LIFE及び②Retirement Sum Scheme共に最低貯蓄額を上回る部分については、55歳以上で引き出し可。 | | | |
| 年金受給中の就労 | | 可 | | | |
| DLVE | 保険料 | 給与額の一定割合が使用者及び労働者によって個人口座に積み立てられる。 | | | |
| 財源 | 国庫負担 | なし(CPFの管理コストを除く。) | | | |
| その他の給付 (障害、遺族等) | 障害年金 | 加入者が死亡した場合や60歳になる前に永久的障害状態になった場合に、その扶養家族に対して経済 障を提供するための定期保険制度である扶養家族保護制度 (Dependents' Protection Scheme) がCPF | | | |
| | 遺族年金 | にある。保険料は年齢に応じて年間で36S\$から26OS\$である。 | | | |
| | 受給者数 | CPF LIFEの加入者: 17.4万人以上(2017年12月時点) CPF LIFEの受給資格者: 5.7万人以上(2017年12月時点) | | | |
| 実績 | 支給総額 | 創設時点 (2009年9月) から2017年12月までにCPF LIFEの加入者への支払われた総額は、11.8億S\$である。 | | | |
| | 基金運用状況 | ・最低利率: 3.5% ・医療及び特別(退職)口座: 5.0% ・全口座の資金の合計60,000Sドルまでに対しては1%の上乗せ | | | |

(2) 拠出率

労使双方により年齢等に応じて、給与の一定割合が積み立てられ、普通口座、特別口座、医療口座に配分されるが、その拠出率は以下のとおり。¹

(3) 年金制度

現在、①Retirement Sum Scheme と2009年に創設した②CPF LIFEの2つのスキームが存在し、2012年まではどちらを選択するかは加入者の任意となっていたが、2013年以降、条件を満たす者については、CPF

LIFEに一本化している。

年金支給期間は①Retirement Sum Schemeが20年間であるのに対し、②CPF LIFEは生涯にわたって支給される。

2015年、政府は、CPF LIFEへの加入を促進させるため、The CPF LIFE Bonusと呼ばれる各個人の特別口座への助成を開始した。受給資格は、①シンガポール人であること、②1958年から1962年の間に生まれたこと、③CPF LIFE に加入している者または56歳の誕生日前までに加入の意思を示した者、④特別口座に2万

表5-5-23 医療制度

| 名称 | | Medisave (メディセーブ) | MediShield Life(メディシールドライフ) | Medifund (メディファンド) | |
|---|------|---|--|--|--|
| 概要 概要 | | CPFの医療口座(Medisave Account)に積 み立てられた資金は、入院費用、日帰りの | メディセーブではカバーできない多額または長期にわたる医療費支出を支援する医療 保険制度で、メディセーブ加入者全員が原則として加入。政府が提供する保険制度は | メディセーブ、メディシールド等によっても医療費等が支払えない低所得者に対するセーフティネットとして、政府により設立された基金。一定の条件の下で申請により基金から医療費等の給付を受けることができる。この他に高齢者(65歳以上)向けのセーフティネットとしてMedifund Silverが設立された。 | |
| 根拠法 Central Provident Fund Act (CHAPTER 36) | | | Central Provident Fund Act (CHAPTER 36) | Medical and Elderly Care Endowment Schemes Act (CHAPTER 173A) | |
| 運営主体中央積立基金庁 | | 中央積立基金庁 | 中央積立基金庁 | Medifund Committee (メディファンド委員会) | |
| 被保険者資格 | | シンガポールで雇用される国民及び永住者 並びに一定収入以上の自営業者及び外国籍 のシンガポール人船員(CPFの加入義務者) | メディセーブ加入者は原則として全員加入 (任意に脱退可能) | シンガポール国民 | |
| 給付対象本人及び家族(配偶者、子、両親、 | | 本人及び家族(配偶者、子、両親、祖父母) | 本人 | 本人 | |
| 給付の種類 | | 入院費並びに慢性疾患、高額検査及び高額 治療(人工透析、放射線治療、化学療法等) に係る医療費については、メディセーブか ら支払うことが可能。 また、メディシールドや政府が認可した 民間の医療保険の掛金として使用できる。 | 入院費並びに慢性疾患、高額検査及び高額 治療(人工透析、放射線治療、化学療法等) に係る医療費。 | 入院費、外来診療費、介護費用 | |
| 本人負担割合等 | | 日本のような自己負担割合等はない。 | ・入院日数や手術に応じて保険請求額に上限がある。 ・保険免責額 (Deductible) (病室のランクや年齢等に応じて1,500~3,000\$\$)以外に以下の自己負担割合がある。 ~5,000\$\$ … 10% 5,000\$\$ ~ 10,000\$\$ … 5% 10,001\$\$ ~ … 3% 外来治療の場合は10%。 | 自己負担なし | |
| 財源 | | 給与額の一定割合が使用者及び労働者によって個人口座に積み立てられる(2.(2)参照)。 | 年齢によって、年間の保険料が定まり、1~20歳で50S\$、86~90歳で1,190S\$である。本人及び家族のメディシールドの保険料はCPF加入者の医療口座(メディセーブ)から支払うことが可能。 | なし | |
| | 政府負担 | なし(CPFの管理コスト等の負担を除く。) | 医療費の支払いについては、なし | 全額国庫負担 | |
| 実績┝ | 加入者数 | 384万人 (CPF加入者数) (2017年12月) | - | 申請件数 約118万件 (2017年度) | |
| | 支払総額 | 9.6億S\$ (2017年12月) | _ | 1.5億S\$ (2017年度) | |

^{■1) 2016}年における高齢化率は14.4%であるが、政府は2030年には22.6%にまで増加すると予想しており、急速に高齢化が進行している。医療費支出は、2011年度の40億Sドルから2015年度は86億Sドルまで増加しており、政府は2020年度には130億Sドルに達するとの見通しを示している。

将来にわたる医療費の拡大に対応するため、政府は、2015年1月より CPFへの雇用主の拠出率を引き上げるとともに、医療口座への振分率を 1 ポイント引き上げている。

また、政府は、CPFの積立額が不十分な高齢の低所得者に対し、65歳以降に政府が生活資金を援助する「シルバー・サポート・スキーム」(5(1) ニ参照)を導入している。

Sドル以上の残高があることである。受給額は、年間収入と持ち家評価額により変動する。また、特別口座の残額が2万Sドル未満の者(④の要件を満たさない者)についても助成はされるが、金額が残高に比例して減少する。

(4) 医療保険制度

イ 概要

入院や手術等に係る医療費は、CPFのメディセーブ (Medisave) から支払われる。ただし、風邪などの一般外来診療や外来処方については、メディセーブから支払うことは原則として認められておらず自己負担する。メディセーブではカバーできない高額または長期にわたる医療費は、政府提供の医療保険であるメディシールドライフ (MediShield Life) でカバーされる。さらに、

メディセーブやメディシールドライフ等によっても支払 うことのできない低所得者のためのセーフティネットと して、メディファンド(Medifund)による医療費支援 制度がある。

2015年11月1日にメディシールドを大幅拡充し、 全国民を対象とする国民皆保険制度で終身型の医療保険 となるメディシールドライフ(MediShield Life)を導 入した。

従前のメディシールドは大病や難病の治療費を賄うための任意で加入する公的保険であったが、高齢化が進む中で高齢者(92歳以上(2014年3月より))が加入できない問題があった。2013年8月のラリー(毎年8月に実施される首相演説)にてリー・シェンロン首相はメディシールドの制度内容を見直した新制度となるメディシールドライフへの移行を発表していた。

表5-5-24 メディシールドとメディシールドライフの主な違い

| 名称 | | MediShield (メディシールド) | MediShield Life (メディシールドライフ) | |
|------------|------|--|--|--|
| 概要 | | メディセーブではカバーできない多額または長期にわたる医療 費支出を支援する医療保険制度。政府が提供する保険制度は公 的病院の医療サービスに対する保険であり、より上位のサービ スを希望する加入者は民間企業が提供する医療保険を選択する ことが可能。2015年11月より、より手厚いメディシールドライ フに移行。 | 2015年11月1日に現行の医療保険制度メディシールドを大幅拡充した全国民を対象とする国民皆保険制度で終身型の医療保険。全員加入を義務付け、メディシールドでは加入が認められていなかった高齢者についてもカバーする。 | |
| 根拠法 | | Central Provident Fund Act (CHAPTER 36) | Central Provident Fund Act (CHAPTER 36) | |
| 運営主体 | | 中央積立基金庁 | 中央積立基金庁 | |
| 被保険者資格 | | メディセーブ加入者は加入時にて全員加入されるが、任意に脱 退できる。 | メディセーブ加入者は原則として全員加入 (メディシールドでは加入が認められていなかった92歳以上の高齢者も加入)。 | |
| 給付対象 | | 本人 | 本人 | |
| 給付の種類 | 類 | 入院費並びに慢性疾患、高額検査及び高額治療(人工透析、放射線治療、化学療法等)に係る医療費。 | 入院費並びに慢性疾患、高額検査及び高額治療(人工透析、放射線治療、化学療法等)に係る医療費。 | |
| 給付額上 | 生涯 | 300, 000 S \$ | 制限なし | |
| 限 | 1年ごと | 70, 000 S \$ | 100, 000 S \$ | |
| 給付上限 (対疾病) | 入院 | 通常病室 450S\$ (日額) 集中治療室 900S\$ (日額) 外科手術 150~1,100S\$ (日額、手術内容により異なる) | 通常病室 700S\$ (日額) 集中治療室 1,200S\$ (日額) 外科手術 200~2,000S\$ (日額、手術内容により異なる) | |
| | 外来治療 | がん化学療法 1,240S\$ (21又は28日周期当たり) がん放射線治療(外部又は表在) 80S\$ (施術当たり) がん放射線治療(小線源療法) 160S\$ (施術当たり) 腎臓透析 1,000S\$ (施術当たり) | がん化学療法 3,000\$ (月額) がん放射線治療(外部又は表在) 140\$ (施術当たり) がん放射線治療(小線源療法) 500\$ (施術当たり) 腎臓透析 1,000\$ (施術当たり) | |
| 本人負担割合等 | | 入院もしくは日帰り手術費の自己負担割合。 ~3,000S\$ … 20% 3,001~5,000S\$ … 15% >5,000S\$ … 10% 外来治療の場合は20% | 入院もしくは日帰り手術費の自己負担割合。 ~ 5,000\$\$ …10% 5,001~ 10,000\$\$ … 5% > 10,000\$\$ … 3% 外来治療の場合は10% | |
| 財源 | 保険料 | 年齢によって、年間の保険料が定まり、 $1\sim 20$ 歳で 50 S\$、 86 歳以上で 1 , 190 S\$である。 本人及び家族のメディシールドの保険料は CPF 加入者の医療口座 $(メディセーブ)$ から支払うことが可能。 | 年齢によって、年間の保険料が定まり、1~20歳で130S\$、86~90歳で1,500S\$、91歳以上で1,530S\$である。 導入後4年間は、収入に応じた保険料支払いの軽減措置がある。 | |
| | 政府負担 | 治療費、入院費等の給付については、なし | 治療費、入院費等の給付については、なし | |

ロ メディシールドライフの保険料の軽減対策

(1) 時限的軽減対策

政府は、メディシールドライフの導入に併せて、その加入対象全て(国民及び永住者)に対し、収入等に関わらず、負担を軽減する4年間の経過措置を導入している。1年目(2015年11月~2016年10月)は増加分の90%を助成、2、3、4年目はそれぞれ、70%、40%、20%の助成となっている。(例:メディシールドでの負担が年50Sドル→メディシールドライフでの負担が年130Sドルに増える場合、1年目は増加分80Sドルの90%(72Sドル)を助成、2、3、4年目はそれぞれ、56Sドル、32Sドル、16Sドルが助成される。)

(ロ) 低・中所得への恒久的軽減対策

低・中所得者に対しては、恒久的な保険料に対する助成を行うこととしており、対象者の要件は、①世帯収入が月2,600Sドル以下、②住居の年間評価額が21,000Sドル以下、③特別な財産を持たない者であり、加入対象者の約半数が対象となる。助成率は15%~50%であり、収入及び年齢により異なる。

(ハ) 建国時代を支えた世代 (Pioneer Generation) 等 への対応

政府は、建国時代を支えた世代に対しては、収入等に関わらず、メディシールドライフの40%~60%の保険料の助成を行う。その結果、建国時代を支えた世代全ての者が現在支払っているメディシールドの保険料より安くなる。メディセーブへの上積み助成(5(1)ハ(ロ)参照)を考慮すると1939年以前に生まれた者(76歳以上)は、メディシールドライフの保険料の支払いはないこととなり、1940年~1949年に生まれた者(66歳以上75歳以下)についても現行の半分程度になっている。

また、2018年8月19日の施政方針演説(ナショナルデー・ラリー)において、リー・シェンロン首相は1950年代に出生し建国間もない困難な時代を支えた

「ムルデカ」世代約50万人を対象に、医療に係る費用等への補助(詳細は2019年に発表)を実施すると発表した。

(5) 介護保険制度

高齢期の障害に備えて、2002年にエルダーシールド (ElderShield) と呼ばれる介護保険制度が創設された。 40歳以上のCPF加入者は自発的に辞退しない限り、エルダーシールドに自動的に加入し、65歳になるまで保険料を個人の医療口座(メディセーブ)から支払う。

被保険者は障害 2 の認定を受けると、最長72か月間にわたって毎月400Sドル 3 の給付を受けることができる。

また、シンガポール保健省は、エルダーシールドを拡充した「ケアシールドライフ(CareShield Life)」を2020年から開始すると発表した。具体的には、介護認定を受けると生涯にわたり1か月当たり600Sドル(日本円で約48,000円)以上が給付される(6(2)参照)。

13の公立病院と14の民間病院と合わせて27の病院があり、13,953床(2017年)のベッドを備えている。公立病院については、以前は、National Health Hospital(NHG)とSingapore Health(Singhealth)の2グループにより運営していたが、2013年~2014年に2つの高度医療グループ(Tertiary Centres of Excellence)と地域ごとに4つに分かれた地域病院群(clusters providing secondary care)に分けた運営となり、2018年からは3つの病院群に再度編成された。

救急対応は、地域により決められた公立病院に救急搬送されるシステムになっている。一般外来診療については、公立病院、系列の診療所とともに、処方箋も含め、1回の受診で概ね20~30Sドル位に収まるようになっており、一般的な人でも受診が可能な設定としている。また、65歳以上、児童等に対する治療費については減額される。

^{■2)} 入浴、更衣、食事、排泄、移動、寝起きの6つの日常生活活動(Activities of Daily Living: ADL)のうち、3つ以上の行動ができない場合に障害 と認定される。

^{■3)} 制度設立当初は毎月300Sドルを最長60か月間にわたって給付するプランであったが、制度改正により2007年以降の加入者は上記のプランに入ることとされた。

[2018年の海外情勢]

公立病院は、急性期病院(acute general hospitals)の他、女性こども病院(KK Women's and Children's Hospital)や精神病院(psychiatry hospital)がある。また、がん、心臓、眼、皮膚、神経科学、歯科医療等の8つの国立専門センターがある。

国民及び永住権取得者(PR)4が公立病院で入院した場合は、病室のランク5によって国が一定の医療費を助成するシステムがある。助成対象の病室のうち19%がB1クラス(国民は20%助成、PRは10%助成)であり、残りの81%がB2クラス(国民は65%助成、PRは55%助成)及びCクラス(国民は80%助成、PRは70%助成)である。Aクラスの病室には、国の助成はない。

なお、公立病院等については、1990年代に経営の自主性や柔軟性を高めるために、政府所有の病院を独立行政法人化し、国立専門センターを公益法人として再構築した。

高齢や病気、障害を理由として働けず、収入が無いまたは低収入で、扶養者もいない者に対しては、政府が予算措置する生活保護制度 (Public Assistance Scheme) がある。支援の理由により、①Short Term Assistance (失職や低収入等を支援の理由とする支援)、②Medium Term Assistance (病気や介護による失職等を支援の理由とする支援)、③Long Term Assistance (高齢、障害、慢性的疾病等を支援の理由とする支援)、の3種類に分類される。

対象者は、国民または永住権取得者となっており、毎月の給付額は単身者については500Sドル、4人家族で1,450Sドルとなっている(2018年12月現在)。

2017年度の受給者は、Short Term Assistanceと Medium Term Assistanceは合わせて27,986世帯 (2016年度: 28,409世帯)、Long Term Assistance が4,409世帯(2016年度:4,387世帯)となっている。 医療費については、メディファンド等のセーフティネットを設け、社会的弱者対策を行っている(2(4)参照)。

5 社会福祉施策 · · · · · · · ·

(1) 高齢者福祉施策

イ 両親扶養法

子による高齢の親の介護を推奨するため、多世代の家族が同居する場合、税金を控除する制度がある。また、60歳以上の自活できない両親の扶養について、その子に対して両親の月々の生活費の拠出等を義務づける法律(両親扶養法: Maintenance of Parents Act)を1995年に制定している。

ロ 介護保険適用対象外の者への支援

2002年の介護保険「エルダーシールド(2(5)参照)」導入にあたり、適用外となった者を援助するプログラム(Interim Disability Assistance Program for the Elderly: IDAPE)が策定された。具体的には、1932年9月30日以前に生まれた者 6 で、障害 7 を持つ国民を対象に、収入に応じて毎月150または250Sドル(最長72月)が支給される。

ハ 「建国時代を支えた世代に敬意を払ったパッケージ (Pioneer Generation Package)」

2014年度予算で、80億Sドルの基金を創設し、建国当初に携わったパイオニア世代(1965年(建国)時点で16歳以上であった者かつ1987年以前に国民となった者の約45万人)に対して、以下のような助成を開始した。

(イ) 中・低所得者への外来診療・薬の処方に対する助成 CHAS (Community Health Assist Scheme⁸) 対 象の中・低所得パイオニア世代に対し、診療については 2014年9月より、処方薬については2015年1月よ

^{■4)} Permanent Resident の略。永住権を取得した外国人を指す。

^{■5)} 病室のランクは病床数やエアコンの有無等によって、A, B1, B2, Cのクラスに分かれている。最上位のクラスAは1人部屋で、クラスB1は4人部屋、クラスB2は6人部屋、クラスCは6人以上の部屋である。エアコンはクラスA, B1 のみに付いている。

^{■6)} あるいは1932年10月1日~1962年9月30日生まれで、2002年9月30日時点で障害を持っていた者。

^{■7)} 認定基準は介護保険制度と同様。

^{■8)} コミュニティー医療支援制度(Community Health Assist Scheme: CHAS)とは、国民の中・低所得世帯に対し、地域の診療所における一般 医や歯科医による診療費の補助金を支給する制度である。

[東南アジア地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向(シンガポール)]

り、これまでのCHASの補助を受けた後の自己負担分について、更に50%を助成する。

(ロ) メディセーブへの上積み助成

2014年7月から、1934年以前に生まれた者は毎年800Sドル、1935~39年生まれは毎年600Sドル、1940~44年生まれは毎年400Sドル、1945年~49年生まれは毎年200Sドルを、各人のメディセーブに上積み助成する。

(ハ) メディシールドライフの保険料の助成 (2(4)口(ハ)参照)

ニ シルバー・サポート・スキーム

65歳以上で下位20%の低所得高齢者(CPF残額が低く、公営住宅(Housing Development Board)を所有せず、家族からの支援も受けられない者)に対し、政府が生活保障を目的として四半期ごとに300~750Sドルを支援するシルバー・サポート・スキーム(Silver Support Scheme)についての法律が2015年8月17日に成立した。2016年7月末より支給が開始され、2017年には15万2千人以上が受給した。

(2) 障害者福祉施策

社会・家庭振興省は、関係機関等とともに、障害者が働けるための教育及び職業訓練、障害者を雇用した場合の雇用主に対する補助金の支給、障害者を抱える低収入世帯に対する補聴器や点字コンピューターの支給、障害者のための家の改修費や車椅子の購入に係る費用の助成等を行っている。

(3) 児童福祉施策

16歳以下の子どもの保護等を目的としたThe Children & Young Persons Actが2011年に制定され、本法律に基づき、家庭内で虐待等を受けた子ども達を収容するための施設であるChildren and Young Persons Homesが設立された。

6 最近の動き・今後の課題等・・・・・・・・・・・・・

(1) たばこ対策

シンガポールにおける喫煙率は1990年代の18%台からは低下しているものの、直近10年では12~14%で推移しており、特に男性は23%と高止まりしている。そこでシンガポール保健省は、喫煙率を低下させるべく様々な対策を打ち出している。

2017年8月からは、若者を中心とした非喫煙者への 宣伝効果の抑制や禁煙に取り組んでいる者への支援とし て、たばこ製品の陳列販売を禁止した。たばこ製品を客 が視認可能な場所に置くことが禁止され、販売店は商品 名と価格が記載されたリストを客から求められた際にの み提示することができる。違反者は1万Sドル以下の科 料及び6か月以下の禁固刑に処せられる可能性がある。 なお、たばこ専門店では陳列そのものは禁止されない が、店舗の外からたばこ製品が見えてはならない。

また、2017年11月7日にはたばこ法の改正案が可決され、新たに電子たばこや無煙たばこ、水たばこ等の購入、使用及び所持が禁止された。また、同改正によって喫煙年齢が現行の18歳から21歳まで段階的に引き上げられることとなった。2019年以降、1年に1歳ずつ引き上げられ、最終的には2021年に21歳まで引き上げられる。

さらに、若者の喫煙予防等を目的として、シンガポール保健省は、プレーンパッケージの導入を発表した。警告表示の面積を現行の50%から75%に拡大する等が盛り込まれており、具体的な改正法案は2019年に審議される予定となっている。

この他、2019年より繁華街のオーチャード・ロード において、指定された喫煙エリアを除き全面禁煙とされた。

(2)「エルダーシールド (ElderShield)」の見直し

現行の介護保険「エルダーシールド」について、2020年以降は「ケアシールドライフ」に移行し、給付内容が充実されることになった。具体的には、介護認定を受けると生涯にわたり(これまでは最大で6年)1か月当たり600Sドル(日本円で約48,000円)以上(これまでは300Sドル又は400Sドル)が給付される。保険料の支払時期は30~67歳に設定され(これまでは

韓国

インドネシア

ィレーシア

/ャンマー

フィリピン

(社会保障施策)

グノ

40~65歳)、従来と同様にメディセーブから支払うことが可能である。保険料が納付できない者に対しては国から助成金が支給される。

なお、同じく2020年から開始予定の介護福祉政策として、「メディセーブ」による重度の障害を持った者に対して最大で月額200Sドルの現金支給や、新たな基金「ElderFund」を立ち上げ、低所得の重度障害者に対して月額最大250Sドルを支給することが予定されている。

(参考)

- シンガポール保健省 https://www.moh.gov.sg/
- シンガポール社会・家庭振興省 https://www.msf.gov.sg/
- ●中央積立基金庁 https://www.cpf.gov.sg/
- ●メディシールドライフ https://www.medishieldlife.sg/
- ●エルダーシールド https://www.moh.gov.sg/content/moh_web/ eldershield.html
- シルバー・サポート・スキーム https://www.silversupport.gov.sg/
- Pioneer Generation Package https://www.pioneers.sg/en-sg/